

1. 平成28年第3回郡上市議会定例会議事日程（第1日）

平成28年6月13日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 会期の決定
- 日程3 議選挙第3号 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程4 議選挙第4号 郡上市選挙管理委員及び補充員の選挙について
- 日程5 議案第85号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程6 議案第86号 郡上市固定資産評価員の選任同意について
- 日程7 議案第87号 市長等の給料の月額の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程8 議案第88号 郡上市白鳥前谷自然活用総合管理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程9 議案第89号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程10 議案第90号 郡上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程11 議案第91号 郡上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程12 議案第92号 郡上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程13 議案第93号 郡上市青少年育英奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について
- 日程14 議案第94号 平成28年度郡上市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程15 議案第95号 平成28年度郡上市高鷲財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 日程16 議案第96号 平成28年度郡上市明宝財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 日程17 議案第97号 工事請負契約の締結について（（仮称）郡上市北部斎場建設工事（建築工事））
- 日程18 議案第98号 工事請負契約の締結について（（仮称）郡上市北部斎場建設工事（火葬炉設備工事））
- 日程19 議案第99号 物品売買契約の締結について（高規格救急自動車整備事業）
- 日程20 報告第4号 平成27年度郡上市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程21 議報告第5号 諸般の報告について（例月出納検査の結果）

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。(18名)

1 番	三 島 一 貴	2 番	森 藤 文 男
3 番	原 喜与美	4 番	野 田 勝 彦
5 番	山 川 直 保	6 番	田 中 康 久
7 番	森 喜 人	8 番	田 代 はつ江
9 番	兼 山 悌 孝	10 番	山 田 忠 平
11 番	古 川 文 雄	12 番	清 水 正 照
13 番	上 田 謙 市	14 番	武 藤 忠 樹
15 番	尾 村 忠 雄	16 番	渡 辺 友 三
17 番	清 水 敏 夫	18 番	美谷添 生

4. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	青 木 修
教 育 長	石 田 誠	理事兼総務部長	田 中 義 久
市長公室長	三 島 哲 也	健康福祉部長	羽田野 博 徳
農林水産部長	下 平 典 良	商工観光部長	福 手 均
建 設 部 長	古 川 甲子夫	環境水道部長	平 澤 克 典
教 育 次 長	細 川 竜 弥	会 計 管 理 者	乾 松 幸
消 防 長	川 島 和 美	郡上市民病院 事 務 局 長	尾 藤 康 春
国保白鳥病院 事 務 局 長	藤 代 求	郡 上 市 代表監査委員	大 坪 博 之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局 長	岡 文 男	議会事務局 議会総務課 課 長 補 佐	加 藤 光 俊
議会事務局 議会総務課主査	武 藤 淳		

◎開会及び開議の宣告

○議長（渡辺友三君） おはようございます。議員の皆様方には、大変御多用のところを御出席いただきまして、ありがとうございます。

ただいまより平成28年第3回郡上市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、よろしくお願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡辺友三君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、7番 森喜人君、8番 田代はつ江君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（渡辺友三君） 日程2、会期の決定についてを議題といたします。

会期並びに会期日程については、去る6月3日の議会運営委員会において協議をいただいております。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日6月13日から6月29日までの17日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日6月13日から6月29日までの17日間と決定いたしました。

会期の日程につきましては、お手元に配付してありますので、お目通しをお願いいたします。

大坪代表監査委員におかれましては、大変御多用のところを御出席いただきまして、ありがとうございます。

◎市長挨拶

○議長（渡辺友三君） それでは、ここで日置市長より御挨拶をいただきます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） おはようございます。

まず初めに、お祝いを申し上げたいと存じます。

ただいま全国市議会議長会並びに東海市議会議長会からの永年在職表彰の伝達を受けられました

田中和幸前議員、尾村忠雄議員、山田忠平議員、野田龍雄前議員におかれましては、まことにおめでとうございます。長年の議員としての御活動に敬意を表しますとともに、皆様には今後ともますます御健勝で、それぞれのお立場で御活躍くださいますことを祈念申し上げます。

さて、この地方も、先日、平年より4日早い梅雨入りが発表され、大雨による災害が心配される時期となりました。4月に発生した熊本地震への対応等を検証し、予測不可能な大規模地震への備えを強化するとともに、豪雨災害などには積極的な気象情報等の収集と段階に応じた的確な対応をすることで、一層の防災・減災に努めてまいりたいと存じますので、議会を初め市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

それでは、平成28年第3回郡上市議会定例会の開会に当たり、御挨拶並びに提案説明を申し上げます。

本日、平成28年第3回郡上市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御参集をいただき、まことにありがとうございます。

提案説明に入ります前に、4月の臨時議会後の市政の動き等について、若干の報告をさせていただきたいと存じます。

まず、1点目ではありますが、白山ユネスコエコパークについてであります。

白山地域は、昭和55年（1980年）に、ユネスコエコパークに登録されました。平成26年（2014年）1月には、それまでの核心地域と緩衝地域というゾーニングに加えまして、自然と調和した暮らしや営みを実践する移行地域を新設する、いわゆる拡張登録をユネスコに申請し、本年3月、白山を守り生かしてきた多くの人々の地道な活動が評価され、拡張登録が承認されたところであります。

これを受けまして、この5月10日火曜日には、ユネスコエコパークの活動を今後持続的に進めていくため、白山を取り囲む4県7市村と環白山保護利用管理協会を中心に設立をいたしました白山ユネスコエコパーク協議会主催による拡張登録記念シンポジウムが、石川県白山市において開催されました。

来年、2017年には白山開山1300年の節目を迎える中、この拡張登録の決定を山村に住む人々の産業や暮らしのあり方を見直す機会とするとともに、これからますます環白山地域が連携を深め、白山の価値や魅力を守り伝え、さらに世界に向けて発信していけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

2点目は、「清流の里しろとり」の道の駅認定についてであります。

白鳥町向小駄良の物産販売施設や観光案内所などを含みます複合施設「清流の里しろとり」が、これも去る5月10日火曜日、国土交通省の道の駅として登録され、6月6日月曜日には、同省中部地方整備局岐阜国道事務所より、道の駅登録証の授与を受けました。

当該施設では、防災上の情報も含めた道路情報の提供や、郡上市と美濃市、福井市、大野市とで形成する越前美濃街道広域観光圏を中心とした観光案内など、立地を生かした観光PRを行ってまいります。

また、それとともに、防災備蓄品や蓄電池つきEV充電器などを整備し、災害時における活動拠点及び避難所としての機能を備えた施設として活用してまいります。

今回の登録で、郡上市内の道の駅の数は8カ所となりました。高山市と、それから千葉県南房総市と並びまして、同一自治体内の道の駅の数としては全国1位となりました。

なお、現在、トイレの改修などを進めておりまして、道の駅「清流の里しろとり」としての開駅は8月10日水曜日を現在予定しているところでございます。

3点目は、郡上おどり in 京都についてであります。

去る6月4日土曜日、京都岐阜県人会の皆さんが中心となり、第9回郡上おどり in 京都が京都市役所の庁舎前広場で開催をされました。当日、郡上市からは、郡上踊り保存会を初め関係の皆様、また渡辺議長さんにも御参加をいただきました。門川京都市長さんも、会場においでをいただきました。

ことしも、関西地方に在住の郡上市出身者を初め多くの皆さんが、本場より一足早く郡上おどりを楽しまれました。ことしは7月9日が開幕でございますが、その開幕に向けたよいPRができたものと考えております。

また、来る6月24日金曜日、25日土曜日のこの2日間でありますけれども、東京都港区青山の秩父宮ラグビー場駐車場におきまして、第23回郡上おどり in 青山も開催される予定であります。

なお、この機会に合わせ、2日目の25日には、東京郡上人会第4回交流会を、おどり会場近くにあります梅窓院で行うことといたしております。

以上、御報告とさせていただきます。

それでは、今議会において審議をお願いしております諸議案等につきまして、その概要を申し上げます。

議案第85号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

委員2名の任期が9月30日をもって満了するため、委員候補者の推薦について、議会の意見を求めるものであります。

議案第86号は、郡上市固定資産評価員の選任についてであります。

5月14日付で新副市長を選任いたしましたことから、慣例によりまして、副市長の職にある者をもって充てることについて、議会の同意を求めるものであります。

次に、条例の一部改正関係であります。全部で7件あります。

まず、議案第87号は、市長等の給料の月額の特例に関する条例の一部改正についてであります。

ただいまも申し上げましたように、5月14日付で副市長を選任・発令したことに伴いまして、副市長の給料月額について減額期間等の調整を行うため、さきの臨時議会で議決をいただいた条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第88号は、郡上市白鳥前谷自然活用総合管理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

今後、本条例の別表に規定してありますこの施設のハートピア四季という通称名を使用しないこととするため、条例上の規定から当該通称名を削ろうとするものであります。

議案第89号は、郡上市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

地方税法施行令の一部改正に伴い、基礎課税限度額及び後期高齢者支援金等課税限度額を引き上げる等、所要の規定を整備しようとするものであります。

議案第90号は、郡上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

厚生労働省令で定めております児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、事業所に配置すべき保育士の数などに係る要件緩和規定を加えるなどの所要の規定を整備しようとするものであります。

議案第91号は、郡上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正についてであります。

介護保険法等の一部改正に伴い、小規模な通所介護が地域密着型サービスへ移行したこと等に伴い、所要の規定を整備しようとするものであります。

議案第92号は、郡上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に係る基準に関する条例の一部改正についてであります。

前議案と同じく、介護保険法等の一部改正等に伴い、介護予防認知症対応型通所介護に運営推進会議を設けるなど、所要の規定を整備しようとするものであります。

議案第93号は、郡上市青少年育英奨学資金貸付条例の一部改正についてであります。

この条例に基づく奨学資金を返還する者の負担軽減を図るとともに、ふるさとへのUターンを推奨するため、一定の要件を満たす者への返還免除をするための所要の規定を整備しようとするものであります。

続きまして、議案第94号から議案第96号までは、平成28年度郡上市一般会計を初め、3会計の予算の補正をお願いするものであります。

最初に、一般会計補正予算の主な内容を説明いたします。

まず、歳出では、市内4地域6カ所の集落における流路工等に係る事業費の増加により2,306万円、市の産業拠点施設整備に係る設計業務委託等に1,845万4,000円、白鳥ふれあい創造館及び白鳥

文化ホールの外壁改修に1,477万2,000円、国庫補助事業採択による訪日外国人の農林水産物購入を促進するための農産物直売所2施設の改修整備に1,363万3,000円、国からの交付金増額に伴う個人番号カード交付事業費の増加により1,066万9,000円、（仮称）長良川あゆパークに隣接整備する道の駅白鳥改築工事に係る設計業務委託等に677万3,000円、やまと温泉やすらぎ館の大規模リニューアル改修工事に係る負担金582万5,000円など、これらについてそれぞれ増額補正しようとするものであります。

また、森林・環境税を活用した清流の国ぎふ森林・環境基金事業のうち1事業の不採択によりまして、他会計繰出金500万円を減額補正しようとするものであります。

一方、一般会計の歳入では、これらの歳出に対する財源として、集落環境保全整備事業県補助金1,153万円、農山漁村おみやげ農畜産物販売促進事業国庫補助金681万6,000円、個人番号カード交付事業費国庫補助金1,066万9,000円、合板・製材生産性強化対策事業に伴う立木売払収入2,028万5,000円、清流の国地域振興県補助金940万円、そして財政調整基金繰入金6,336万3,000円などをそれぞれ増額補正をし、また森林環境保全直接支援事業県補助金832万7,000円、清流の国ぎふ森林・環境基金事業県補助金500万円、国・県制度の改正に伴う市立保育園使用料の収入366万9,000円などをそれぞれ減額補正しようとするものであります。

以上、歳入歳出をそれぞれ増加要因、減少要因等を総合いたしまして、歳入歳出それぞれ1億2,464万4,000円の追加補正をお願いするものであります。

次に、特別会計であります。

まず、高鷲財産区特別会計では、歳出において、高鷲文化財保護協会の冊子作成を助成するため、一般会計繰出金51万9,000円を増額し、その財源の一部に充てるため、予備費41万6,000円を減額しようとするものであり、歳入においては、作業路支障木の売払収入10万3,000円を増額しようとするものであります。

以上、歳入歳出それぞれ総合いたしまして、10万3,000円の追加補正をお願いするものであります。

また、明宝財産区特別会計では、ただいまさきに申し上げました一般会計の補正で説明をいたしましたように、県補助事業の不採択に伴いまして財源更正を行うため、歳入歳出それぞれ500万円の減額補正をお願いしようとするものであります。

以上が予算関係であります。

次に、議案第97号から議案第99号までは、（仮称）郡上市北部斎場建設工事における建築工事及び火葬炉設備工事に係る工事請負契約の締結、高規格救急自動車整備事業に係る物品売買契約の締結について、それぞれ議会の議決を求めるものであります。

以上が、本定例会に提出をいたしました議案の概要であります。

このほか、平成27年度郡上市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告がございます。

議案などの詳細につきましては、議事の進行に従い、それぞれ担当部長等から説明をいたしますので、御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げ、御挨拶並びに議案の提案説明といたします。

平成28年6月13日、郡上市長 日置敏明。ありがとうございます。

○議長（渡辺友三君） ありがとうございます。

ここで、議長交代のため、暫時休憩いたします。

（副市長 青木 修君、16番 渡辺友三君 退席）

（午前 9時53分）

○副議長（清水正照君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前 9時55分）

◎議選挙第3号について

○副議長（清水正照君） 日程3、議選挙第3号 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法により行いたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（清水正照君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名については、私、議長において指名することといたしたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（清水正照君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

ただいまから指名いたします。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員には、同広域連合規約第8条第1項の規定に基づき選挙する議員に副市長の青木修君、同広域連合規約第8条第2項の規定に基づき選挙する議員に渡辺友三君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました青木修君と渡辺友三君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（清水正照君） 異議なしと認めます。よって、青木修君と渡辺友三君が岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

（副市長 青木 修君、16番 渡辺友三君 入場）

○副議長（清水正照君） ただいま当選されました青木修君と渡辺友三君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

ここで議長を交代いたしますので、暫時休憩といたします。

（午前 9時57分）

○議長（渡辺友三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前 9時58分）

◎議選挙第4号について

○議長（渡辺友三君） 日程4、議選挙第4号 郡上市選挙管理委員及び補充員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定をいたしました。

お諮りをいたします。指名につきましては、私、議長において指名することといたしたいと思えます。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

ただいまから指名をいたします。

選挙管理委員には、小澤秀夫君、榊原勝喜君、山田茂男君、山田訓男君、以上の方を指名いたします。

補充員には、高田忠雄君、曾我金一君、辻治美君、池場康晴君、以上の方を指名いたします。

お諮りをいたします。ただいま指名いたしました選挙管理委員4名の方を当選人と定めることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、小澤秀夫君、榊原勝喜君、山田茂男君、山田訓男君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、先ほど指名いたしました補充員4名の方を当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、高田忠雄君、曾我金一君、辻治美君、池場康晴君、以上の方が補充員に当選されました。

なお、補充員の補充の順序は、ただいま指名いたしました順序といたしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、補充員の順序は、ただいま指名した順序に決定をいたしました。

◎議案第85号について（提案説明・採決）

○議長（渡辺友三君） 日程5、議案第85号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） それでは、議案第85号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、お願いをいたします。

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。平成28年6月13日提出、郡上市長 日置敏明。

お一人につきましては、郡上市八幡町西乙原1417番地、上野道子さんでございます。生年月日はごらんのとおりです。もうお一方につきましては、郡上市和良町三庫3452番地1、池場利廣さんでございます。

人権擁護委員につきましては、人権擁護思想を普及し、また人権相談などを開設して、そうした取り組みを行っていただいている方々でございまして、任期が3年、郡上市には15名のこうした委員の方が法務大臣から委嘱されております。

今般、9月30日でお二人の委員が任期満了を迎えられるということで、これにつきまして推薦をしていくということになります。この両名の方は現在もこの委員として御活躍の方でございまして、再任のお願いをしたいということでございます。

お二人の経歴につきましてですけれども、初めに上野道子さんですけれども、こちらの方は既に人権擁護委員を5期お務めでございます。この委員会の協議会というのがありますけど、こちらの

事務局長もお務めでございます。それから、もともと保育士として保育園等にお勤めの方でございますし、PTA活動とか、そうしたボランティア活動も大変多く経験をしてみえる方でございます。

もうお一方の池場利廣さんにつきましても、これは1期お務めでございまして、郡上市の委員会協議会におきましては子ども委員会の委員ということで御活躍でございます。

お二人とも非常に熱意を持って取り組んでおられる方で、地域の信頼も厚い方でございます。

また、池場さんの経歴につきましては、市内のコンサルタント会社に長年お勤めでありました。専門的な技術を持って、長年、お勤めをされておられる方でございます。現在、この春、その会社は退職されておりまして、人権擁護委員に非常に御活躍の方でございます。

以上2名の方について推薦をしたいということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第85号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第85号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 討論なしと認めます。

採決をいたします。議案第85号について、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第85号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

◎議案第86号について（提案説明・採決）

○議長（渡辺友三君） 日程6、議案第86号 郡上市固定資産評価員の選任同意についてを議題といたします。

説明を求めます。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） 議案第86号 郡上市固定資産評価員の選任同意について。

郡上市固定資産評価員に次の者を選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により議会の

同意を求める。平成28年6月13日提出、郡上市長 日置敏明。

住所、郡上市八幡町尾崎町627番地1、氏名、青木修、現副市長でございます。生年月日はごらんのとおりでございます。

若干この間の経緯を申し上げたいと思いますけれども、まず初めに固定資産評価員ですが、地方税法の404条に規定がございまして、市町村長、郡上市の市長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、かつ市長が行う価格の決定を補助するために、郡上市に1人設置するものでございます。

また、あわせまして評価補助員というのがありまして、現在、税務課の職員が固定資産評価補助員ということで選任をしておるところでございます。

先ほども市長のお話にありましたけれども、郡上市としては慣例的に副市長に固定資産評価員を務めていただいておりますけれども、鈴木前副市長が御病気によりまして副市長職を退任された後、こちらの固定資産評価員の退任の辞令も3月29日をもって行われました。

いわゆる3月31日、4月1日において行われます固定資産の評価決定ということがございますので、現在は退職しておりますが、この春、3月31日で退職しました前郡上市の税務課長 日置英彦氏を3月30日、専決処分をもちまして固定資産評価員に選任をしたところでございます。この件につきましては、4月19日、臨時議会におきまして、専決処分の御承認をいただいておりますということでございます。

今般、副市長に青木修氏が就任をされましたので、これまでの慣例によりまして、青木副市長を固定資産評価員に選任をしたいということでございますので、同意をいただきたいと存じます。

よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 説明が終わったので、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第86号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第86号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 討論なしと認めます。

採決を行います。議案第86号について、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第86号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

◎議案第87号から議案第93号までについて（提案説明）

○議長（渡辺友三君） 日程 7、議案第87号 市長等の給料の月額の特例に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程13、議案第93号 郡上市青少年育英奨学資金貸付条例の一部を改正する条例についてまでの7議案を一括議題といたしたいと思います。

順次説明を求めます。

市長公室長 三島哲也君。

○市長公室長（三島哲也君） 議案第87号 市長等の給料の月額の特例に関する条例の一部を改正する条例。

市長等の給料の月額の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成28年6月13日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由。副市長の選任に伴い、副市長の給料の減額期間等の調整を行うため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚めくっていただきますと本文がございまして、その次に新旧対照表がございまして、新旧対照表と、お手元に配付しております資料がございまして、それに基づいて説明をさせていただきたいと思います。

まずは概要でございまして、さきの臨時議会におきまして、市長、副市長につきまして、給料の減額の特例を制定させていただきましたけど、その折に関連しまして、今回、副市長が5月14日に選任ということに伴いまして、副市長の給料の減額の期間及び条例の執行期日並びに平成28年6月に支給する副市長の給料の額を改めるというものでございます。

改正の内容でございまして、条例の2条と、それから附則の第2項でございまして、この場合におきましては、先般の改定におきましては、副市長の選任日を5月2日と想定をして条例を制定させていただきましたけど、ただいま申し上げましたとおり、5月14日に選任となったために、給料の減額期間の終了期日と、それから条例の執行日、「平成32年5月1日」とあったのを「平成32年5月13日」に改めるというものでございます。

それから、附則第4項につきましては、平成28年の6月に支給する給料の額について定めておりましたが、これにつきましても終了期間が変わりましたことによりまして、「58万8,600円」を「60万3,463円」にするというものでございます。

改正前の給料、改正後の給料等の計算が書いてございまして、改正前につきましては62万1,300円の減額する額に対して、規定による65万4,000円の差額3万2,700円を調整しておりましたが、

今回、5月14日ということになりましたので、その部分のところの差額につきましての調整ということになりまして、ここに書いてありますように60万3,463円となったとしますものでございます。

なお、附則としまして、この条例につきましては公布の日から施行し、平成28年6月1日から適用するというのが第1項でございますし、第2項につきましては、給料の内払ということで、6月分に対する給料についての規定ということであります。6月分につきましても、58万8,600万円を条例の議決前でございますのでお支払いしますが、実際の給料お支払いは今改正によりまして60万3,463円になるということでございますので、その部分を附則の第2項で内払というところで規定するものでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（渡辺友三君） 商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長（福手 均君） 議案第88号 郡上市白鳥前谷自然活用総合管理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市白鳥前谷自然活用総合管理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成28年6月13日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由。施設の通称名であるハートピア四季を使用しないこととするため、この条例を定めようとする。

1ページおめくりいただきまして、2ページ分ございまして、1ページでございます。

こちらのほうに条例の新旧対照表をつけておりますが、旧の条例、現在の条例というのは、前谷自然活用宿泊施設（ハートピア四季）というふうにございましたが、それを向かって左側、新のほうでは（ハートピア四季）を削りまして、前谷自然活用宿泊施設だけにすると、そういうことでございます。

少し説明を申し上げますと、通称、ハートピア四季という名前ですずっと営業してまいりましたが、今ちょうど大規模リニューアルをしております、ことしの夏から大幅に中身を変えまして営業するということございまして、それに伴いまして、ハートピア四季という名称を変えるために、条例の上からこの名称を削除すると、そういうものでございますので、よろしくお願ひをいたします。

○議長（渡辺友三君） 健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） 私のほうからは、議案第89号から92号までの4議案につきまして御説明を申し上げます。

議案第89号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成28年6月13日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、地方税法施行令の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため、この

条例を定めようとするものでございます。

改正内容につきましては、議案の次に添付しております資料に基づいて御説明をいたします。

資料をごらんをいただきたいと思いますのですが、改正理由は今ほど申しましたように、地方税法施行令の一部を改正する政令が本年、平成28年3月31日に公布されたことによるものであります。

改正内容は、2点になります。

1点目は、国民健康保険税の課税限度額の引き上げであります。医療給付費分に当たる基礎課税額に係る課税限度額を現行の「52万円」から「54万円」に、そして後期高齢者支援金の課税額に係る課税限度額を現行の「17万円」から「19万円」に、合わせて4万円の引き上げを行う改正であります。

この件につきましては、国、厚生労働省は国民健康保険の賦課限度額につきまして、協会けんぽの本人負担上限額、ちなみに平成25年度は介護納付金分も含めて約115万円を目安としながら、限度額超過世帯の割合を3%程度になるよう改正を行ってまいりましたが、平成27年度からは被用者保険とほぼ同様の1.5%相当に近づけるために、段階的に引き上げる方針に転換をいたしました。

この試算によりますと、今回の改正によりまして、限度額超過世帯の割合は現行の2.38%から2.18%と、0.2ポイントの減少を見込んでおります。

この国の方針に基づきまして、地方税法施行令の一部改正が行われたことに伴いまして、条例の一部改正を行うものであります。

2点目は、国民健康保険税の軽減制度の拡充であります。5割及び2割軽減世帯に対する基準所得が改められたことに伴いまして、5割軽減の対象となる所得の算定におきまして、国保加入者数に乘すべき金額を現行の「26万円」から「26万5,000円」に、2割軽減の対象となる所得の算定も現行の「47万円」から「48万円」に引き上げるための改正であります。

今回の改正による郡上市の国民健康保険税の影響でございますけれども、本年3月時点で試算をさせていただいたところ、1つ目の課税限度額引き上げに伴う対象世帯数であります。医療給付費分につきましては16世帯の減、後期高齢者支援金分につきましては39世帯の減となり、その影響額でありますけれども、試算段階においては500万2,000円の増収ということになります。

2つ目の保険税軽減制度の拡充につきましては、5割軽減世帯が20世帯の増、2割軽減世帯は15世帯の増となりまして、減収分を141万1,000円と見込んでおります。

議案に戻りまして、新旧対照表の1ページをお願いしたいと思います。

条例第2条であります。課税限度額を規定しておりますけれども、同条第2項におきまして、基礎課税額の課税限度額「52万円」を「54万円」に、同条第3項におきまして、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を「17万円」を「19万円」に改めるものであります。

条例第23条は、国民健康保険税の減額を規定しておりますが、第2条と同様に、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を引き上げるための改正、同条第2号の5割軽減の規定におきまして、被保険者1人当たりに乗すべき金額「26万円」を「26万5,000円」に、同条第3号の2割軽減の規定も同様に「47万円」を「48万円」に改めるものであります。

なお、この条例につきましては公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用、改正後の条例の規定につきましては平成28年度以降の年度分の国民健康保険税について適用をすることとしております。

以上でございます。

次に、議案第90号であります。郡上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

郡上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成28年6月13日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますけれども、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものであります。

本条例の改正内容につきましては、議案の次に添付をさせていただきました資料をもって御説明をさせていただきたいと思っております。資料をごらんいただきたいと思います。

改正理由でございますけれども、今ほど申しましたように、基準の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、条例の附則に第6項から第9項を追加するものであります。

ちなみに、省令の公布年月日は平成28年2月18日となっております。

初めに、この資料の3枚目をごらんいただきたいと思います。

地域型保育事業の概要という資料でございますが、御承知のように、平成27年4月から子ども・子育て新制度がスタートしたわけでございますが、この制度では、教育・保育施設、いわゆる幼稚園、保育園、認定こども園のことではあります、これらの施設を対象とする施設型給付委託費に加えまして、市町村による認可事業、いわゆる地域型保育事業として、下記にお示しをさせていただいております4つの事業類型を条例で定めをしております。

このうち、今回の省令改正に伴いまして、下記にございます4事業のうち、小規模保育事業及び事業所内保育事業、この2事業の基準を改正するものであります。

資料を戻っていただきまして、2ページをごらんいただきたいと思います。

改正内容でございますが、附則4項の追加ということになりますが、初めに第6項、第7項の追加規定になりますけれども、今ほど御説明をさせていただいた小規模保育事業のA型、そして中段でございますけれども、事業所内保育事業、この事業の基準の改正であります。

小規模保育事業のA型でございますけれども、職員数については、改正前、現行でございますけれども、保育所の配置基準、これはゼロ歳児については保育士1人当たりの園児が3人、それから1歳から2歳までの園児につきましては保育士1人当たり6人という法定職員数が定められておりますが、現行ではこの配置基準プラス1名という規定になっておりまして、少なくとも保育士が最低2名の配置が必要であるということが現行の規定でございますけれども、改正後におきましては、今ほど申しました保育所の配置基準プラス1名のところのうち、保育士1名プラス保育士と同等の知識及び経験を有する者を第6項で規定するものであります。

次に、資格要件であります。現行、いわゆる改正前については保育士として規定をしております。

なお、特例で、保育所と同様になりますけれども、保健師または看護師の資格がある者については、保育士同様の取り扱いという規定になっている現行の規定に対しまして、改正後におきましては、特例で幼稚園教諭もしくは小学校教諭または養護教諭の普通免許状を有する者を保育士とみなすことができる規定を第7項で規定をするものであります。

事業所内保育事業の改正につきましても、小規模保育事業A型と同様の規定を追加させていただくというものであります。

なお、現在、郡上市におきましては、小規模保育事業A型につきましては、待機児童がないために、市としての認定施設はございません。同様に、事業所内保育につきましても、待機児童がないということから、認定している施設はないということになります。

なお、2ページの最下段のところの米印のところ、市内の開設状況7カ所としてございますが、このことにつきましては、市内で運営されている病院であるとか、季節型になりますけれども、スキー場等の従業員の子どもさんを保育する、いわゆる託児所のことでありまして、ここで改正をお願いする事業所内保育事業とは、地域の保育を必要とする子ども、いわゆる地域枠の受け入れが要件であるということ、それから今ほど申しましたように、市では現在、待機児童がいらないことから、これらの託児所につきましては市が認定をしている施設ではないというところを参考にまで記載をさせていただきましたので、申し添えさせていただきます。

3ページをお願いいたします。

附則の第8項でございますが、こちらでは延長保育の規定の追加であります。1日8時間を超えて開所している保育時間につきましては、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を保育士とみなして、配置することができる規定の追加であります。

次の表が1つの例でございますが、ゼロ歳児の入園の例で申しますと、保育士数は園児3人に対して1人が必要となる、いわゆる法定職員数でございますけれども、法定職員数にプラス1名ということになりますので、例えば延長保育で4人が利用した場合でありますけれども、保育士3名の

配置が必要となります。この場合における改正後ということになりますけれども、保育士と同等の知識及び経験を有する、ここは保育士として記載がしてございますけれども、有する者に修正をお願いしたいと思いますが。1名、合わせて3名の配置が可となるところが附則第8項の追加規定の内容でございます。

附則の第9項につきましては、第7項、第8項の規定を適用する場合につきましては、保育士資格を有する者を3分の2以上置かなければならない、この規定を追加するものであります。

施行期日でございますけれども、公布の日から施行し、平成28年、本年4月1日からの適用をお願いするものでございます。

次に、議案第91号であります。郡上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成28年6月13日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますけれども、介護保険法の一部改正等に伴いまして、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものであります。

改正の本文でございますが、非常に改正事項が多いことから、主な内容につきまして、同様に議案の次に添付をさせていただいております資料1並びに資料2をもって御説明をさせていただきます。資料をごらんいただきたいと思います。

初めに、この資料の5枚目、最後のページでございますが、資料2をごらんいただきたいと思います。

まず、地域密着型サービスとはというところでございますが、記述のように、要介護高齢者等ができる限り住みなれた地域での生活が継続できるように、平成18年4月の介護保険制度の改正によりまして創設されたサービス体系でありまして、このサービスにつきましては、市町村が事業者の指定や監督を行うことになっております。原則、指定をした市町村の被保険者のみが利用できるサービスとなっております。

次の表でございますが、本改正条例のサービスの利用対象者につきましては、要介護度が1の方から要介護度が5までの方、いわゆる要介護度の認定を受けられた方が対象となりまして、サービス類型につきましては、上段の3つが対象となります。

1つ目が、本年4月に創設がなされました地域密着型通所介護であります。市内に該当する施設につきましては、記載のように、2施設ございます。

2つ目が、療養通所介護、このサービスも同様、本年4月に創設されたサービスの1つでございます。療養型というものにつきましては、常時看護師による観察が必要な難病等の重度要介護者、またはがんの末期患者、こういった方々を対象とした通所介護のサービスでありまして、郡上市内

には該当する施設はございません。

ちなみに、県内で申しますと2カ所ございまして、多治見市と池田町にこういったサービスを提供する施設が2施設、県内にはございます。

3つ目が、認知症対応型の通所介護、単独型、併設型、共用型という形がございしますが、市内においては、記載のように、共用型の施設が1施設、存在をいたします。

こういったところが、地域密着型サービスの概要と、本改正条例で該当になる市内の施設等についての説明でございます。

戻っていただきまして、資料1をごらんいただきたいと思います。

改正理由でございますが、改めて、法改正に伴いまして、小規模な通所介護が地域密着型サービスへ移行したこと、いわゆる地域密着型通所介護の創設等に伴いまして、所要の規定を整備させていただくものであります。

改正内容につきましては、大きく3点であります。

1つ目が、地域密着型通所介護の基本方針、人員、設備、運営に関する基準を規定すること。それから、2つ目が、指定療養通所介護の基本方針、人員、設備、運営に関する基準を規定するもの。1つ目と2つ目につきましては、規定の追加をお願いをするものであります。3つ目が、認知症対応型通所介護に運営推進会議を設置する規定でございますが、これは一部改正をお願いをするものであります。

1つ目の地域密着型通所介護であります、中段の表をごらんいただきたいと思います。現行の通所介護につきましては、都道府県が指定するものでありまして、大きく4つの類型がありますが、このうち網かけがしてございます小規模型の通所介護、いわゆる利用定員が18人以下の施設につきましては、本年4月から3つの類型に区分がなされまして、地域密着型通所介護は市町村が指定することとなり、市内の該当施設につきましては、記載のように、石徹白のデイサービスで定員が10人、それから白鳥にございますアットホームしろとり、定員が18名、この2施設が対象となります。

また、上段のおなびデイサービスセンターにつきましては、この4月から美並デイサービスセンターのサテライト型という形で運営を開始することとなっております。

1枚はねていただきまして、2ページをごらんいただきたいと思います。

この改正に伴いまして、地域密着型通所介護への移行に当たっての経過措置というものが、法の規定の中で定められております。

3点ございますけれども、1点目が事業所のみなし規定であります。施行の際、既に通所介護の指定、いわゆる県の指定を受けている事業所につきましては、市長から指定を受けたものというのみなし規定であります。

2つ目が、事業所のサービス基準でありますけれども、基準を勘案して、市の条例で定めることとしてありますが、なおこの条例の制定につきましては、法の施行日、本年4月1日から1年間の経過措置がございます。

3点目でありますけれども、他市町村の被保険者の利用についてでありますけれども、先ほども申しましたように、地域密着型サービスは、原則、その市町村の被保険者のみが利用できるサービスでありまして、移行の際、既に利用されている方は、他の市町村の被保険者であっても引き続き利用することができる、こういった経過措置が法で定められているところでございます。

そこで、条文の解説、1つ目の地域密着型通所介護の人員、設備、運営に関する基準でありますけれども、第203条から212条にわたっての改正をお願いするものでありますが、人員基準、これは国に従うべき基準になります。

それから、3ページになりまして、設備基準、こちらは国基準を参酌すべき基準になりますが、いずれも国基準同様の規定を今回追加で規定をさせていただきたいというふうに思っております。

中段の運営基準であります、国基準を参酌すべき基準、一部従うべき基準になりますけれども、こちらにつきましては、資料の5ページをごらんいただきたいと思います。

下段から2つ目の欄になりますけれども、第78条を準用する第212条の規定であります、地域との連携等に係る規定であります。運営推進会議を設置し、おおむね6カ月に1回以上開催すること。また、会議の内容等を記録し、公表すること。こういった規定を地域密着型通所介護の創設に伴いまして、省令に今般追加された内容をもって条例に規定するものでございます。

6ページをごらんいただきたいと思います。

第75条を準用します第212条の規定でございます。記録の整備というところになりますが、事業の運営に関する記録や利用者に提供したサービス内容等の記録を整備し、5年間保存することを規定をするものであります。国の基準におきましては2年としてありますが、郡上市においては5年の保存を規定するものであります。このことにつきましては、過払い等の返還請求権の時効が5年ということになっておりますので、その期間と同様の記録の保存というもので規定をさせていただくものであります。

次に、改正の2つ目ですが、指定療養通所介護の人員、設備、運営に関する基準についての規定であります。

第213条から230条までの規定になりますが、先ほど御説明をさせていただいたように、郡上市においては該当施設はございませんけれども、人員基準、設備基準ともに国基準同様の規定とさせていただきたいというふうに考えております。

6ページ中段の運営基準のうち、資料の8ページをごらんいただきたいと思います。

緊急時対応の医療機関、第227条の規定、それから安全・サービス提供管理委員会の設置、第228

条の規定になりますが、こちらにつきましては省令に基づきまして内容を規定するものでございまして、次の一番下段でありますけれども、229条の記録の整備につきましては、地域密着型通所介護同様でございますけれども、保存期間を5年とさせていただくものであります。

次に、3点目の改正になりますが、認知症対応型通所介護の一部改正を行うものでありまして、該当する条文につきましては第78条になりますけれども、この条におきましては、地域との連携等に関する規定となっておりますが、こちらも地域密着型通所介護と同様でございまして、運営推進会議を設置し、おおむね6カ月に1回以上開催すること、会議の記録を作成し、公表する等の改正を行うものであります。

なお、この議案につきましては、19ページにございますように、施行期日につきましては公布の日から施行するということにさせていただいております。よろしくお願いをいたします。

次に、議案第92号であります。郡上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成28年6月13日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますけれども、介護保険法の一部改正等に伴いまして、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものであります。

改正の主な内容につきまして、同様に議案の次に添付をさせていただいた資料1並びに資料2をもって御説明申し上げます。

資料をごらんいただきたいと思います。資料の2枚目、資料2をごらんください。

議案第91号と同様の資料になりますが、本改正条例の地域密着型サービスのうち、サービスの利用対象者につきましては、左側、要支援1、そして要支援2の方でありまして、サービス類型につきましては、その次にございます3つになります。

1つ目が、介護予防認知症対応型通所介護でありまして、こちらは単独型、併設型、共用型という3つの類型がございます。

ちなみに、郡上市内におきましては、共用型の施設が1施設ございます。

2つ目が、介護予防認知症対応型の共同生活介護、いわゆるグループホームのことでございますが、市内には、記載のように、八幡・白鳥地域に4施設ございます。

3つ目が、介護予防小規模多機能型の居宅介護であります。こちらにつきましては、市内に八幡・白鳥にそれぞれ1施設、2施設が現在運営がなされているところでございます。

資料1に戻っていただきまして、改めて改正の理由でございますけれども、地域密着型介護予防サービスの人員や設備、運営等の基準が一部見直されたことに伴いまして、所要の規定を整備させ

ていただくものであります。

改正内容でございますが、省令に従うべき基準、そして省令を参酌すべき基準、ともに国基準と同様の改正を行うものであります。

1 つ目の介護予防認知症対応型の通所介護であります。第 7 条から第 39 条までの改正であります。

市に関連をするところのみ御説明をさせていただきたいと思いますが、第 9 条の利用定員等、いわゆる共用型でございますが、従うべき基準になっておりますけれども、第 1 項におきまして、共用型の事業所の利用定員は施設ごとに 1 日当たり 3 人以下であります。グループホームにおきましてはユニットごとに 3 人以下とするという部分の改正であります。

ちなみに、1 ユニットというところにつきましては、国基準の中で 5 人以上 9 人以下というところが国の基準になっているところであります。

太枠で囲ってございます第 39 条であります。地域との連携等に係る規定であります。参酌基準になりますけれども、第 1 項から第 5 項までを改正をお願いするものでありまして、前議案と同様でございますけれども、第 1 項におきましては、運営推進会議を設置し、おおむね 6 カ月に 1 回以上開催すること。第 2 項におきましては、会議の記録を作成し、公表すること等、第 1 項から第 5 項までの規定について改正をお願いするものであります。

次に、介護予防小規模多機能型の居宅介護であります。こちらにつきましては、第 44 条でございますが、従業員の定員等に係る規定、それから裏面の 45 条、47 条、62 条、66 条の規定の改正をお願いするものであります。該当する施設は郡上市にはございません。

簡単に申し上げますと、第 44 条のところ、1 ページでございますけれども、併設をされている場合につきましては、人員基準を満たせば、併設の事業所等の業務に従事ができることというところの規定でございますし、2 ページのところにおきましては、第 7 項、第 8 項の中で、現行の複合型サービスを看護小規模多機能型居宅介護にサービスの名称を変更するものであります。

45 条の管理者につきましては、第 1 項の規定の中で、平成 29 年度、来年度から予定をしております介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる新しい総合事業を加えること。

47 条におきましては、第 2 項の中で、通いのサービスの登録定員 25 人を超える場合の利用定員を規定するものでございます。

62 条におきましては、39 条の規定を準用することに伴います削除でございます。

66 条につきましては、第 2 項におきまして、外部評価機関によるサービス評価は不要とし、みずからが評価を行うというところの規定の改正であります。

次に、介護予防認知症対応型共同生活介護でございますけれども、第 74 条、設備の規定でございますが、第 1 項におきまして、ユニット数は 1 または 2 でありますけれども、ちなみに都市部の場

合ですと、用地が確保できないというような場合もございます、こういった場合につきましては3とすることができるというところの改正となります。

議案5ページに記載がございますが、本改正条例につきましての施行期日につきましては、公布の日から施行するということとしてございます。

以上、4議案について説明をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） それでは、議案第93号 郡上市青少年育英奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について。

郡上市青少年育英奨学資金貸付条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成28年6月13日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由。奨学資金を返還する者の負担軽減を図る等、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするでございします。

それでは、1枚おめくりをいただきますと、改正条例文がございまして、もう一枚おめくりをいただきますと、まず最初に新旧対照表で概要のほうを説明させていただきたいと思います。

新旧対照表をごらんいただきますと、第10条、返還の免除でございしますが、これまでは（1）（2）、これは選奨生、貸し付けの決定を受けた者が死亡した場合、あるいは心身に著しい障がいを受ける、あるいはその他やむを得ない事情により返還が困難と認められる場合というこの規定しかございせんでしたが、これにごらんいただきましたとおり（3）でございしますが、高等学校等を卒業後、郡上市に住所を有し、規則で定める市税等の滞納がない場合、減免、免除ができるという項目を加えさせていただきました。

それから、次に第11条、遅延損害金というふうになってございます。これは文言を適切な言葉に変えさせていただきまして、「延滞金」という文言を「遅延損害金」というふうに改めさせていただくというものでございます。

それから、附則でございしますが、附則の3項でございしますが、貸し付けの対象者は平成21年2月20日から、現行では平成29年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）に限り、第2条第2号に規定するもののほか、高等学校等に入学を予定している者も対象とする。

この特例期間におきまして、いわゆる一時金でございします。月額の特例貸し付けのほかに一時金ということで、現在は上限50万円でございますが、それを貸し付けることができるという規定がございしますが、これが現行では「29年3月31日」、来年の3月に切れるということでございしますが、平成27年度におきましても10件の申請がございまして、またアンケート等を取りました場合にも一時金の制度については継続を望むという声がございまして、さらに3年間でございします、平成32年3月31日まで延長をさせていただくという内容のものでございします。

なお、この条例につきましては公布の日から施行いたしまして、平成28年度の奨学資金の返還分から適用をするという予定でございます。

なお、これにつきましては、詳しい資料のほうが議案第93号資料ということで、A4の裏表のものが書いてございます。

改正の趣旨といたしましては、今、申し上げましたが、返還者の負担軽減と、それから減免の要件の中に郡上市内に居住をするということを入れることによりまして定住促進を図りたいという、2つの狙いがございます。

2番目でございますが、今、説明いたしましたとおり、現行では死亡した場合、あるいは心身の著しい障がい等しか該当いたしませんでしたが、これに追加をいたしまして、下の四角の部分ですけども、奨学金返還者本人が奨学資金を受けた高等学校等を卒業しており、郡上市に住所を有し、規則で定める市税等の滞納がない場合をつけ加えさせていただくということでございます。

上の丸の追加の部分で、減免の割合でございますが、簡単に申しますと、奨学金の返還計画書というのを選奨生の方には出していただいて、それに基づいて返還をします。その年額の2分の1相当、ただし上限を設けさせていただきまして、20万円というふうにさせていただきました。これにつきましては、毎年度、申請をしていただくということで、減免をさせていただくというものでございます。

なお、3番目でございますとおり、郡上市に住所を有するという状態ですが、単に住民登録があるだけということではなくて、きちんと生活の本拠地が郡上市にあるということ、それから規則で定める市税等の滞納がない場合ということでございますが、こちらは先ほどの奨学資金の返還計画書、既に返還を開始してみえる場合がございますが、こういったものに滞り、滞納がない場合という条件を加えさせていただく、それから本人に市税等の滞納がない場合ということでございます。やはり郡上市の市税を使いまして減免を行うという趣旨から、市税等の滞納がないという条件をつけさせていただきます。

以上が減免のところでございますが、その他の改正では、先ほど申しました選奨生が正当な理由がなく奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったときに、延滞金という言葉が使ってございますが、この言葉につきましては、いわゆる税金のような公的債権、公の債権でございますが、これについて使うという言葉でございまして、奨学金の返還金は私的債権、私債権については遅延損害金という文言が適当であるという言葉で、変えさせていただくものでございます。

それから、(2)につきましては、奨学資金(一時金)の貸付期間の特例を延長させていただくというものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(渡辺友三君) 以上で説明を終わります。

質疑については、会期日程に従い、改めて行います。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。開会は11時15分といたします。

(午前 11 時 06 分)

○議長（渡辺友三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前 11 時 16 分)

○議長（渡辺友三君） ここで市長公室長より発言を求められておりますので、許可いたします。

○市長公室長（三島哲也君） 議案第87号におきまして、副市長の6月の改正前の給与月額につきまして、58万8,600円とするところを、58万8,600万円と発言いたしましたので、訂正させていただきますので、よろしくお願いします。

◎議案第94号から議案第96号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（渡辺友三君） 日程14、議案第94号 平成28年度郡上市一般会計補正予算（第2号）についてから、日程16、議案第96号 平成28年度郡上市明宝財産区特別会計補正予算（第1号）についての3議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） それでは、議案第94号をお願いいたします。平成28年度郡上市一般会計補正予算（第2号）について、上記について地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成28年6月13日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりをいただきまして、1枚、2枚、1ページですけれども、第1条にありますように、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,464万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ280億3,535万3,000円とする。

第2項におきましては、これは歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、これは次のページであるわけですが、歳入歳出補正によると。

それから、地方債につきましても、今回補正がありまして、第2条第2表の、この地方債補正によるということでございます。

2ページをごらんいただきたいと思いますけれども、これは補正の款項別の補正額ですけれども、初めに歳入、分担金及び負担金におきましては299万2,000円の減額、使用料及び手数料につきましては426万2,000円の減額、国庫支出金につきましては1,920万7,000円の増額、県支出金につきまし

ても1,780万6,000円の増額、財産収入、これは立木の売り払い等ですが、2,028万5,000円、それから繰入金につきましては大方ほぼ中ほどの財源として財政調整基金を繰り入れるものでございます。諸収入、これは住宅事業収入ですけど635万5,000円の増額と、市債につきましては辺地対策事業で200万円ということで、歳入合計につきましては1億2,464万4,000円ということでございます。

4ページ、歳出ございますが、総務費のほうから1,892万9,000円の増額、民生費につきましても895万2,000円増額、農林水産業費3,929万3,000円の増額、商工費につきましては3,505万6,000円の増額、1つ飛びまして消防費656万9,000円の増額、教育費につきましては1,584万5,000円の増額、以上で歳出合計につきましても歳入と同額でございます。1億2,464万4,000円お願いするものでございます。

6ページおめくりいただきますと、第2表地方債の補正について掲げておりますけれども、今回は辺地対策債、対策事業債ですけれども、限度額で200万円補正をさせていただくと、中身さっき消防のところで出ましたが、小型動力ポンプの財源とするものでございます。

以下、事項別明細書がありますし、それから歳出につきまして、歳入歳出につきまして事業概要説明一覧表がございますので、こちらでごらんをいただいて、説明にかえさせていただきたいと思えます。

続きまして、議案第95号 平成28年度郡上市高鷲財産区特別会計補正予算（第1号）について、上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成28年6月13日提出、郡上市長 日置敏明。

こちらにつきまして2枚おめくりいただきまして1ページですけれども、第1条のところにあります今般の補正におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,085万4,000円とするというものでございます。

款項区分別の補正予算の内容ですけれども、2ページおめくりいただいたところがありますが、歳入につきましては、財産収入で10万3,000円の増とするものでございます。

歳出につきましては、これは高鷲文化財保護協会への繰り入れなんですけれども、総務管理費、総務費として51万9,000円の増額でございます。一方で予備費のほうで41万6,000円の減額がございますので、歳出と歳入と同様の10万3,000円でございます。

こちらにつきましても事項別明細、また事業概要の一覧表につきましては11ページに明細を載せております。ごらんをいただきたいと思います。

続きまして、議案第96号でございます。平成28年度郡上市明宝財産区特別会計補正予算（第1号）について、上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成28年6月13日提出、郡上市長 日置敏明。

2枚おめくりいただきまして、こちらにつきましても第1条にございます、今回の補正によりま

して、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ500万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,730万2,000円とするものでございます。

1枚おめくりいただきますと款項別の区分ということで、歳入につきましては、これは一般会計からの繰り入れ分が500万円減額するというものでございます。県の補助金が不採択になったものでございます。

歳出につきましては、ただいまの500万円を減額するものでございます。事業自体はこの特別財産区の会計において実施するというものでございます。

その内訳につきましては、事項別明細と一覧表につきましてはP12に載せておりますのでごらんをいただきたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺友三君） ただいま説明のありました3議案につきましては、議案付託表のとおり予算特別委員会に審査を付託いたします。

なお、質疑については予算特別委員会において行うこととし、ここでは省略いたします。

お諮りいたします。ただいま予算特別委員会に付託いたしました議案第94号、議案第95号、議案第96号の3議案については、会議規則第46条第1項の規定により6月14日午後4時までに審査を終了するよう期限をつけたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第94号、議案第95号、議案第96号の3議案については、6月14日午後4時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

◎議案第97号について（提案説明・採決）

○議長（渡辺友三君） 日程17、議案第97号 工事請負契約の締結について（（仮称）郡上市北部斎場建設工事（建築工事））について説明を求めます。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） それでは、議案第97号 工事請負契約の締結について（（仮称）郡上市北部斎場建設工事（建築工事））。

次のとおり、工事請負契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。平成28年6月13日提出、郡上市長 日置敏明。

契約の目的、仮称でございますが、郡上市北部斎場建設工事（建築工事）でございます。契約の方法は、一般競争入札による。契約金額につきましては4億7,844万円でございます。契約の相手

方、郡上市白鳥町中西819番地1、澤崎建設株式会社代表取締役 澤崎正生さんでございます。工事の場所は、郡上市白鳥町大島1689番地205でございます。工事の概要は、建築工事一式ということで、本日ちょっと資料をつけさせていただきました。

資料でございますでしょうか。右肩に資料として概要書をお配りをさせていただきました。あわせて外構の平面図、あるいは1階平面図、完成のパース図ですね、入札結果、それから全体の工事概要書ということで、これは参考でその他の工事の発注状況、それから契約状況を添付をさせていただきました。

今般の議決をお願いする件でございますけれども、工事内容としましては、火葬炉棟、鉄筋コンクリート造の2階建て774.49平米、エントランス棟、こちらが木造平屋建て259.78平米、待合棟が木造平屋建て215.33平米、それから車寄せ棟、これは木造平屋建てで、外構工事一式、こちらには普通車32台、大型バス1台収容できるようにしてございます。

おめくりいただきますと、外構の全体の平面図がございます。左方面が少し上部になりますが、北向きになります。

1枚めくっていただきますと、1階の平面図であります。2階にはバグフィルター等を設置するというので、一部機械室、そういうものが2階にありますが、それはちょっと省略をさせていただきました。

もう1枚おめくりいただきますと、完成予想図が出ておりますけれども、郡上市としては木質感を出していこうということでございまして、県の県産材の補助金も活用したいということで今申請してはございますけれども、できるだけ郡上の材を使っていこうというものでございます。

入札結果をごらんいただきますと、1回目では予定価格まで行かなかったということで、2回目におきまして落札できたということでございます。

全体としては大きな工事でございますので、その他の状況ですけれども、参考資料として添付させていただきました。

既設解体につきましては、既に白鳥建設協業組合、協業で進めていただいております。それから、敷地造成につきましては、株式会社前田土木においてやっていただきます。電気設備工事につきましては、サンテック株式会社、サンテックがとられました。機械設備工事につきましては、株式会社郡上ガスということでございます。

最後のところに全体の契約状況がございます。本日、御議決をいただきましたら契約を結び、現在、仮契約ですので、本契約を結んで直ちに着手していきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第97号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第97号については、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 討論なしと認め、採決を行います。

議案第97号について原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第97号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議案第98号について（提案説明・採決）

○議長（渡辺友三君） 日程18、議案第98号 工事請負契約の締結について（（仮称）郡上市北部斎場建設工事（火葬炉設備工事））についてを説明をお願いします。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） 議案第98号 工事請負契約の締結について（（仮称）郡上市北部斎場建設工事（火葬炉設備工事））。

次のとおり、工事請負契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。平成28年6月13日提出、郡上市長 日置敏明。

契約の目的、これは（仮称）郡上市北部斎場建設工事のうち火葬炉設備工事でございます。契約の方法は随意契約による。契約金額1億5,336万円でございます。契約の相手方、富山県富山市奥田新町12番3号、株式会社宮本工業所代表取締役 宮本芳樹さんでございます。工事の場所、郡上市白鳥町大島1689番地205でございます。工事の概要は火葬炉設備工事一式です。

添付をさせていただきました資料で、1枚目が概要書です。

2枚目のほうに、その火葬炉の設備の流れを添付をさせていただいております。

それから、3枚目に見積結果ということで、1社で今回随契をするものの見積もりを添付をさせていただきました。

まず、火葬炉設備工事の概要ですけれども、今般、工事内容につきましては、火葬炉の設備が

4基、燃焼装置として主燃焼用・再燃焼用、排ガス冷却設備4基、バグフィルター、今回特にこのバグフィルターというものが再燃焼用と合わせまして、いわゆる環境に最善の対策ということでとられたもので、バグフィルターの設置は郡上市では初めてのものです。その他、ごらんをいただいたような火葬炉の設備一式でございます。

これらをシステムっていいですか、全体の工事や設備の系統につきまして模式図というか図で示したものでございますけれども、こうしたものでございます。

先ほど申し上げましたけれども、この左の下のところにあります主燃バーナー、その上に火葬炉の再燃バーナーとあります。それからこれが上ってバグフィルター集じん装置に入りまして、それから誘導され排気筒から出ますけれども、このバグフィルターというのは2階部に設置をした設備でありまして、最善の環境対策ということで取り入れたものでございます。

それから見積もり結果が出ていますけれども、若干これまでの経緯を申し上げますと、平成26年度におきまして、火葬炉設備選定委員会というのが前鈴木副市長のもとに設置をされまして、あわせてE I Cという火葬炉、いわゆるこういう火葬炉についての日本でも専門的なコンサルタントにも入っていただく中で研究をしてきておるわけでございます。

それで、業者の選定に当たりましては、この委員会としては指名型プロポーザル方式ということで3社を指名をしたわけでございます。平成27年1月22日、これは26年度のうちですけれども、この委員会におきまして藤井建設工業株式会社、2つ目が株式会社宮本工業所、それからさらに邦英商興株式会社と、火葬炉につきまして大変実績のある国内でも有力な3社を指名し、プロポーザル方式で提案を求めて審査会をもって決定しようとしたわけでございます。

こうした取り組みの中で、藤井建設工業株式会社、また邦英商興株式会社からは、それぞれ御事情説明もあったわけですが、御辞退がありまして、宮本工業所が1社このプロポーザルに対応をされたということで、平成27年3月10日に委員会の中でプレゼンテーション、それから株式会社宮本工業所のプロポーザルにつきましてのヒアリングということを行った結果、審査の結果、採用するというふうな形を見たわけでございます。

それから、金額につきましても当初の見積もりはこれよりも大きい金額であったわけですが、平成27年度中に価格交渉を行う、そして等々のいろいろと交渉の中で、現在出されております見積金額が今回出されたというものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 説明が終わったので質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第98号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したい

と思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第98号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 討論なしと認め、採決を行います。

議案第98号について原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第98号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議案第99号について（提案説明・採決）

○議長（渡辺友三君） 日程19、議案第99号 物品売買契約の締結について（高規格救急自動車整備事業）を議題といたします。

説明を求めます。

消防長 川島和美君。

○消防長（川島和美君） 議案第99号 物品売買契約の締結について（高規格救急自動車整備事業）。

次のとおり物品売買契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。平成28年6月13日提出、郡上市長 日置敏明。

1、契約の目的、高規格救急自動車の購入。契約の方法、指名競争入札による。契約金額、2,646万円。契約の相手方、郡上市八幡町稲成1156番地、岐阜トヨタ自動車株式会社八幡店店長 宮原雅男。納入場所、郡上市美並町白山423番地1、物品の内容、高規格救急自動車1台。

資料を添付しておりますのでごらんください。

今回の高規格救急自動車ですけれども、現在、中消防署に3台救急車がございますけれども、そのうちの1台、購入してから15年が経過する中消防署の救急車1台を更新するものであります。

新しい救急車は美並出張所ですね。美並出張所に配置をしまして、現在美並出張所にある救急車は中消防署に配置転換を行うということにしておりますので、お願いします。

納入期限のほうは、平成29年3月1日を予定しております。

あと、物品の内容ですけれども、救急車1台、車両の仕様ですけれども、トヨタ救急車ハイメディック、定員8名、フルタイム4輪駆動ということです。

機装につきましては、防振ベッド、それから患者室内各種資器材等収納棚、無線機器等移設等を機装しております。

資機材については、ごらんのように、メインストレッチャー、それからずっとAED、患者監視装置、人工呼吸器、下へ行きまして呼吸管理セット等、必要な資機材を積載いたします。

この救急車でですけども、緊急消防援助隊の設備整備費補助金、これを活用をいたします。補助金の額のほうですけど、1,170万円ほどの補助金を予定をしております。市の負担率、一般財源から負担する分についてはおおむね55%、残り45%は補助金ということになります。

それで、緊援隊の補助金をいただくということで、緊急消防援助隊の登録を平成29年4月1日にこの救急車1台、隊員3名を緊援隊に登録をするという予定をしております。

あと、資料のほうに参考図面ですね、参考図面を載せております。

それから、入札結果についてはごらんのとおりです。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 説明が終わったので質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第99号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第99号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 討論なしと認め、採決を行います。

議案第99号については原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第99号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎報告第4号について（報告）

○議長（渡辺友三君） 日程20、報告第4号 平成27年度郡上市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） それでは、報告第4号です。平成27年度郡上市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成27年度郡上市一般会計の繰り越しを行ったので、次のとおり報告する。平成28年6月13日提出、郡上市長 日置敏明。

これ毎回、27年度中にも繰り越し理由が発生次第、その都度、補正予算の中で繰越明許費の限度額をお示しをして御了解を得ておるわけですが、今般確定したということで報告をするものでございます。

総務費、総務管理のほうでは、総合計画の策定事業で110万円、これは印刷費です。PR用の縮刷版、地域公共交通施設整備事業につきましては635万4,000円、郡上八幡駅の改修工事の設計委託の関係です。それから、長良川鉄道列車活用推進事業は1,002万2,000円、このとおりでございます。それから、関、美濃、郡上3市連携で行う、これはいわゆる移住定住を促進するためのプロジェクトの事業の負担金ですが150万円、社会保障・税番号システムの整備事業につきましては、これはセキュリティ対策が非常に求められたということでございまして、大きな金額でございますが1億3,647万2,000円ということでございます。

衛生費の保健衛生費では、斎場整備費として1,200万円、これは斎場に伴う上下水道の布設工事でございます。

農林水産業費、林業費では、菌床シイタケ産地強化事業で29万5,000円、道整備交付金の関係で、これは鎌辺明山の林道ですが2,700万円、商工費ですが、これは市内の11スキー場のオールシーズンリゾート形成事業ということで1,420万円、それから、長良川流域の周遊・滞在観光推進プロジェクト、いわゆる日本版のDMOという取り組みですが、このことにつきましての250万円、それから土木費の道路橋梁費では、道路維持補修の関係で、全体では、これは3月の補正をしたものでございますが、市道62路線、一部前払い等を行っておりますので、1億9,530万円の繰り越しということでございます。合併特例道路整備事業につきましては、市道3路線、3,290万円、辺地対策道路整備事業につきましては、市道2路線につきまして2,038万2,000円でございます。社会資本整備総合交付金事業では、市道3路線で5,453万8,000円、都市再生整備計画事業、こちらは電線類無電柱化の整備関係でございますが850万円、それから住宅費、旧合同庁舎の八幡ですね、この住宅取得事業ということで2,092万8,000円、それから消防費では消防施設整備で、これは八幡の中と和良の安郷野のポンプ車庫の移設工事でございますが270万3,000円。

最後に、災害復旧費ですが、農林水産業施設災害復旧費で270万円、これは高鷲の西ノ野農地でございます。それから、もう一つが明宝の細畑林道700万円、最後に単独災害復旧事業、これは白鳥の阿多岐ですが、440万円、合計で繰越額が5億6,079万4,000円となりました。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第4号の報告を終わります。

◎議報告第5号について（報告）

○議長（渡辺友三君） 日程21、議報告第5号 諸般の報告について、例月出納検査結果が監査委員より別紙の写しのとおり提出されましたので、お目通しをいただき、報告にかえさせていただきます。

6月3日までに受領しました請願は、お手元に配付いたしました文書表のとおり、産業建設常任委員会、総務常任委員会に付託いたしましたので、報告いたします。

◎散会の宣告

○議長（渡辺友三君） 以上で、本日の日程は全て終了をいたしました。

長時間にわたり慎重に御審議いただき、ありがとうございました。

本日はこれで散会をいたします。御苦労さまでした。

（午前11時52分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 渡 辺 友 三

郡上市議会副議長 清 水 正 照

郡上市議会議員 森 喜 人

郡上市議会議員 田 代 はつ江